

社会福祉法人 成寿会 定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ロ) ケアハウスの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営
 - (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (二) 障害福祉サービス事業の経営
- (ホ) 老人介護支援センターの経営
- (ヘ) 生活支援ハウスの経営
- (ト) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (チ) 介護老人保健施設の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人成寿会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉法人の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を広島県呉市広町字白石免田13010番地に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 九名
 - (2) 監事 二名
2. 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。
 3. 理事長は、この法人を代表する。
 4. 理事長以外の理事のうち1人は、副理事長とする。
 5. 副理事長は、理事長が理事会の同意を得て、これを選任する。

6. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の経営基盤の強化に係る業務を掌握する。
7. 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち一名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第六条 役員任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第七条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2. 監事は、評議員会において選任する。
3. 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の業務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第八条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2. 理事会は、理事長がこれを招集する。
3. 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
4. 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
5. 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
6. 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
7. 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
8. 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長職務の代理)

第一〇条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、副理事長が理事長の職務を代理する。

2. 理事長および副理事長がともに事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

3. 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第一一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
2. 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議会及び広島県知事に報告するものとする。
 3. 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第一二条 この法人に、職員若干名を置く。
2. この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
 3. 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第三章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第一三条 評議員会は、十九名の評議員をもって組織する。
2. 評議員会は、理事長が招集する。
 3. 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二〇日以内に、これを招集しなければならない。
 4. 評議員会に議長を置く。
 5. 議長は、その都度評議員の互選で定める。
 6. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 7. 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 8. 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
 9. 議長及び評議員会において選任した評議員二名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
 10. 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

- 第一四条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併

- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項。
2. 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第一五条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第一六条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2. 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が三名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第一七条 評議員の任期は二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 評議員は、再任されることができる。

第四章 資産及び会計

(資産の区分)

第一八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 広島県呉市広町字白石免田13010番地1、13006番地、13007番地、13008番地、13009番地、13010番地2、13011番地1
呉市広町字白石イカシキ2471番地、2473番地、2522番地所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造ルーフィング・瓦葺陸屋根8階建6807.4平方メートル
広島県呉市豊浜町大字豊島字峯3082番地28、3082番地31、3082番地33所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・スレート葺2階建1281.33平方メートル
広島県東広島市西条町田口字東子2729番地1所在の鉄骨造スレート葺3階建850.20平方メートル、木造スレート葺平家建59.47平方メートル
愛媛県今治市関前岡村甲2574番地3、甲2572番地1、甲2570番地1、甲2572番地1先所在の木造スレート葺平家建449.25平方メートル、木造スレート葺平家建82.61平方メートル
広島県東広島市高屋町大島129番地3所在の鉄骨造アルミニウム板葺平家建240.95平方メートル
広島県呉市豊浜町大字大浜字深田482番地1、459番地1、460番地2、478番地、479番地、480番地、481番地、473番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建3212.79平方メートル、木造スレート葺平家建31.59平方メートル

呉市広町字白石イカシキ2519番地、2520番地1所在の鉄骨造銅板葺平家建75.88平方メートル

広島県呉市豊町久比字浜ノ崎183番地16所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建52.17平方メートル

(2) 呉市広町字白石免田	13007番	山林	204平方メートル
呉市広町字白石免田	13008番	山林	330平方メートル
呉市広町字白石免田	13009番	山林	991平方メートル
呉市広町字白石免田	13010番1	山林	391平方メートル
呉市広町字白石免田	13010番2	雑種地	20平方メートル
呉市広町字白石免田	13011番1	山林	372平方メートル
呉市広町字白石イカシキ	2471番	山林	998平方メートル
呉市広町字白石イカシキ	2523番	山林	271平方メートル
呉市広町字白石イカシキ	2524番3	山林	305平方メートル
呉市広町字白石イカシキ	2534番1	山林	129平方メートル
呉市広町字白石イカシキ	2535番1	山林	395平方メートル
呉市広町字白石イカシキ	2537番	山林	1259平方メートル
呉市広町字白石イカシキ	2472番	山林	545平方メートル
呉市広町字白石イカシキ	2481番1	山林	290平方メートル
呉市広町字白石イカシキ	2482番	山林	122平方メートル
呉市広町字白石イカシキ	2528番1	山林	959平方メートル
呉市広町字白石免田	13014番	山林	680平方メートル
呉市広町字白石免田	13015番	山林	158平方メートル
呉市広町字白石免田	13016番	山林	66平方メートル
呉市広町字白石免田	13036番	山林	773平方メートル
呉市広町字白石免田	13037番1	山林	707平方メートル
呉市広町字白石免田	13032番1	雑種地	409平方メートル
呉市広町字白石免田	13032番2	雑種地	122平方メートル
呉市広町字白石免田	13032番4	山林	46平方メートル
呉市広町字白石免田	13033番1	雑種地	153平方メートル
呉市広町字白石免田	13033番2	山林	35平方メートル
呉市広町字白石免田	13034番	山林	545平方メートル
呉市広町字白石免田	13035番1	雑種地	116平方メートル
呉市広町字白石免田	13039番1	山林	135平方メートル
呉市広町字白石免田	13040番1	雑種地	35平方メートル
呉市広町字白石イカシキ	2485番1	山林	532平方メートル
呉市広町字白石イカシキ	2485番2	山林	104平方メートル
呉市広町字白石イカシキ	2524番1	山林	285平方メートル
呉市広町字白石イカシキ	2533番1	山林	99平方メートル
東広島市西条町田口字東子	2729番1	宅地	1131.52平方メートル
東広島市西条町田口字東子	2729番2	原野	7.76平方メートル
東広島市西条町田口字東子	2730番2	雑種地	125平方メートル
東広島市高屋町大島	129番1	雑種地	808平方メートル
東広島市高屋町大島	129番3	雑種地	880平方メートル
東広島市高屋町大島	142番	原野	95平方メートル

東広島市高屋町大島	1 4 3 番 1	雑種地	6 3 9 平方メートル
東広島市高屋町大島	1 4 3 番 5	雑種地	3 0 3 平方メートル
東広島市高屋町大島	1 4 4 番 1	雑種地	2 3 平方メートル
東広島市高屋町大島	1 4 5 番 3	雑種地	2 8 8 平方メートル
愛媛県今治市関前岡村甲	2 5 6 9 番 1	畑	2 9 6 平方メートル
愛媛県今治市関前岡村甲	2 5 7 0 番 1	雑種地	7 3 0 平方メートル
	計	4 6 筆	1 7 9 0 7 . 2 8 平方メートル

3. 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
4. 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第二七条に掲げる公益を目的とする事業及び第二九条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5. 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第一九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数三分の二以上の同意を得て、広島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には広島県知事の承認は必要としない

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第二〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第二一条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第二二条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(決算)

第二三条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2. 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
3. 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第二四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第二五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第二六条 予算をもって定めるもののほか、新に義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第五章 公益を目的とする事業

(種別)

第二七条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 老人保健施設の経営
- (2) 居宅介護支援事業の経営
- (3) 特定施設入居者生活介護事業の経営
- (4) 介護予防特定施設入居者生活介護事業の経営
- (5) 有料老人ホームの経営

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第二八条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第六章 収益を目的とする事業

(種別)

第二九条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 喫茶・売店の経営

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第三〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第四条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第七章 解散及び合併

(解散)

第三一条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三二条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第三三条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、広島県知事の認可を受けなければならない。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三四条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、広島県知事の認可（社会福祉法第四三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三五条 この法人の公告は、社会福祉法人成寿会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第三六条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	西岡	安己
理 事	中島	敏光
〃	登	道夫
〃	大洲	昶昭
〃	西岡	定
〃	三木谷	政夫
〃	水戸	警語
〃	新本	朝人
〃	福本	アヤメ
監 事	八木	重光
〃	久保	亮介

- ①附 則（平成 8年10月31日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更許可があった日から施行する。
- ②附 則（平成10年 3月16日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更許可があった日から施行する。
- ③附 則（平成13年12月26日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更許可があった日から施行する。
- ④附 則（平成15年12月26日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更許可があった日から施行する。
- ⑤附 則（平成16年 4月19日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更許可があった日から施行する。
- ⑥附 則（平成16年 6月10日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更許可があった日から施行する。
- ⑦附 則（平成17年 2月25日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更許可があった日から施行する。
- ⑧附 則（平成17年 4月13日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更許可があった日から施行する。
- ⑨附 則（平成17年 9月 5日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更許可があった日から施行する。
- ⑩附 則（平成17年11月21日中国四国厚生局長認可）
この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更許可があった日から施行する。
- ⑪附 則（平成18年 2月28日中国四国厚生局長認可）
この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更許可があった日から施行する。
- ⑫附 則（平成18年11月 1日中国四国厚生局長認可）
この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更許可があった日から施行する。
- ⑬附 則（平成18年12月22日中国四国厚生局長認可）
この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更許可があった日から施行する。
- ⑭附 則（平成19年 3月 8日中国四国厚生局長認可）
この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更許可があった日から施行する。
- ⑮附 則（平成19年 5月14日中国四国厚生局長届出）

この定款の変更は、中国四国厚生局長へ届出があった日から施行する。

⑯附 則（平成20年 2月27日中国四国厚生局長認可）

この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更許可があった日から施行する。

⑰附 則（平成21年 9月 1日中国四国厚生局長認可）

この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更許可があった日から施行する。

⑱附 則（平成22年 1月21日中国四国厚生局長認可）

この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更許可があった日から施行する。

⑲附 則（平成22年 6月30日中国四国厚生局長認可）

この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更許可があった日から施行する。

⑳附 則（平成23年10月24日中国四国厚生局長届出）

この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更届出があった日から施行する。

㉑附 則（平成24年 5月28日中国四国厚生局長届出）

この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更届出があった日から施行する。

㉒附 則（平成25年 5月23日中国四国厚生局長認可）

この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更許可があった日から施行する。

㉓附 則（平成25年 9月10日中国四国厚生局長認可）

この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更許可があった日から施行する。

㉔附 則（平成26年 2月 6日中国四国厚生局長認可）

この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更許可があった日から施行する。

㉕附 則（平成27年12月27日理事会議決）

この定款の変更は、平成27年12月27日から施行する。

㉖附 則（平成28年 1月25日中国四国厚生局長認可）

この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更許可があった日から施行する。

㉗附 則（平成28年 6月 9日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更許可があった日から施行する。